

各種の行政情報番組などを活用してください

●お問い合わせ／市政策推進課
広報広聴係 ☎26-5706

本市では市政情報を本紙、ホームページ以外でもお知らせいたしますので利用してください。

市行政情報FMラジオ放送

放送局／酒田エフエム放送（ハーバーラジオ76・1メガヘルツ）

▼番組名／インフォメーションさかた▼時間／月曜～金曜日の午前8時～8時5分（午後0時20分～再放送）、毎週金曜日午後5時45分～5時50分▼内容／市からのお知らせ、各種制度の紹介など
◆災害が起こった場合、酒田エフエム放送ラジオで市内の状況などを放送します。

ふるさとメールの発信

電子メールで本市の情報を配信しています。報道機関と提携し、登録者に無料で季節の話題やイベント情報などを提供しています。
配信日／毎週金曜日▼費用／無料
▼登録方法／市ホームページのサイト内検索機能で「ふるさとだより」と検索してください

10月は「土地月間」 10月1日は「土地の日」 土地取引には届け出 が必要です

●お問い合わせ／市都市計画課
都市計画係 ☎26-5746

貴重な資源である土地の有効利用を図るため、一定面積以上の土地取引の際には届け出が必要です。

●契約前の届け出

〔酒田市土地利用対策要綱による届け出〕1千平方メートル以上の土地の売買などを行うときは、あらかじめ届け出が必要です

〔公有地の拡大の推進に関する法律による届け出〕市街化区域は5千平方メートル、八幡都市計画区域は1万平方メートルを超える土地の売買などを行うときは、契約の3週間前までに届け出が必要です

●契約後の届け出

〔国土利用計画法による届け出〕市街化区域は2千平方メートル、市街化調整区域および八幡都市計画区域は5千平方メートル、都市計画区域外は1万平方メートルを超える土地の売買などを行ったときは、契約日から2週間以内に届け出が必要です

◆届け出の要件には他に細かい基準がありますので、あらかじめ問い合わせてください。

10月4日は都市景観の日です

●お問い合わせ／市都市計画課都市計画係 ☎26-5746

都市景観に対する国民の関心を高めることを目的に、10月4日は都市景観の日と定められています。

本市では魅力的な景観づくりを進めるため、景観法に基づく酒田市景観計画や酒田市景観条例を運用しています。これにより、一定の規模を超える建物の新築や増改築、外壁の修繕、塗り替えなどを行う場合は、基準に適合しているかどうかを確認するため、事前の届け出が必要です。

景観行為の届け出

●景観計画区域（市全域）

一定の規模を超える建築物（工作物）の新築や増改築、外観を変更する修繕、模様替えまたは色彩の変更などを行う場合

●景観形成重点地域（山居倉庫周辺地区、松山歴史公園周辺地区）

建築物（工作物）の新築や増改築、外観を変更する修繕、模様替えまたは色彩の変更などで、建築確認申請が必要な行為を行う場合

景観づくりへの助成制度

●重点地域での助成

景観形成重点地域における一定の基準に適合する建築行為に対し、費用の一部を助成します。

●生け垣への助成（市内全域）

緑あふれる潤いと安らぎに満ちた街づくりを進めるため、生け垣をつくる費用の一部を助成します。

◆詳しくは市ホームページをご覧ください。
係まで問い合わせてください。

●都市景観とは

都市景観は道路や建築物などの人工的要素と、山、河川、海浜などの自然的要素から構成され、地域の歴史や文化、住民の生活が反映され、街の印象や雰囲気などを含めた環境を表すものといえます。優れた都市景観の形成には、建物や塀などのデザインが周囲の街並みと調和することが重要です。また高さのある建築物は遠くから眺めた際、風景の一部になる場合があるため、景観への十分な配慮が必要です。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について

●お問い合わせ／市財政課財政係 ☎26-5780

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成25年度決算における4つの「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業会計ごとの「資金不足比率」を次の通り算出しましたのでお知らせします。

「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」は黒字決算であるため赤字はありません。「実質公債費比率」は前年度と同水準、「将来負担比率」は前年度より改善されています。公営企業会計ごとの「資金不足比率」は、資金不足がなく良好な経営状況となっています。

●健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	平成23年度	平成24年度	平成25年度	早期健全化基準 ※1	財政再生基準 ※2
実質赤字比率 ※3	赤字なし			11.77	20.00
連結実質赤字比率 ※4				16.77	30.00
実質公債費比率 ※5	11.0	10.3	10.3	25.0	35.0
将来負担比率 ※6	56.6	50.0	45.4	350.0	—

●資金不足比率の状況

(単位：%)

会計名	資金不足比率 ※7	経営健全化基準 ※8
水道事業会計	資金不足なし	20.0
病院事業会計		
定期航路事業特別会計		
公共下水道事業特別会計		
農業集落排水事業特別会計		
合併処理浄化槽事業特別会計		

●用語解説

※1 早期健全化基準／この基準を超えると財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けとなり、国から勧告を受ける場合がある。
 ※2 財政再生基準／この基準を超えると財政再生計画の策定や外部監査が義務付けとなり、国から勧告を受ける場合がある。
 ※3 実質赤字比率／一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

※4 連結実質赤字比率／全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
 ※5 実質公債費比率／借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の標準財政規模等に占める大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。
 ※6 将来負担比率／一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可

性の度合いを示すもの。

※7 資金不足比率／公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。
 ※8 経営健全化基準／この基準を超えると法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない。

◆市ホームページにも詳細資料を掲示しています。

災害廃棄物の処理に関する測定結果について

●お問い合わせ／市環境衛生課管理係 ☎31-0933

市では、平成24年12月28日をもって災害廃棄物の受け入れを終了しましたが、酒田地区広域行政組合最終処分場(埋立地)および周辺地域における放射線量などの測定を継続し、安全性を確認しています。測定結果は下表の通りです。この結果は、市ホームページでも公表しています。

1.最終処分場における測定結果

(1)地下水、放流水の放射性物質濃度

9月25日に測定した結果は本紙11月1日号に掲載します。

なお市ホームページでは、結果を公表しています。

(2)空間放射線量率

単位：マイクロシーベルト／時間

測定地点(高さ1m)	8/25	9/1	9/8	9/16	9/22	基準値※1
敷地境界(4地点)	0.04~0.05	0.04	0.04~0.05	0.04~0.05	0.04	0.19以下
バックグラウンド※2	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	

2.最終処分場周辺地域における測定結果

空間放射線量率

単位：マイクロシーベルト／時間

測定地点(高さ1m)	9/3	9/16	基準値※1
大平公会堂	0.04	0.04	0.19以下

※1 基準値／[災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方]に示されている値

※2 バックグラウンド／自然放射線量を示し、敷地内で災害廃棄物の影響を受けない十分に離れた地点